

事務連絡
令和5年4月4日

市内中学校校長 殿

令和5年度南城市部活動指導員配置事業申請について（依頼）

時下、日頃より本市の運動部活動へのご理解とご協力ありがとうございます。
さて、南城市の中学校では部活動指導員配置事業を実施しております。
つきましては、令和5年度の配置を希望する学校におきましては、別紙様式にて申請をお願いします。

記

1、提出物

- ・南城市部活動指導員配置事業申請書（様式1号）・・・・1部
- ・南城市部活動指導員申請書（様式2号）・・・・・・・1部

※新規の方は債権者登録用紙の提出があります、決定後連絡します。

2、年度当初の報告締め切り

令和5年4月17日（月）

3、連絡事項

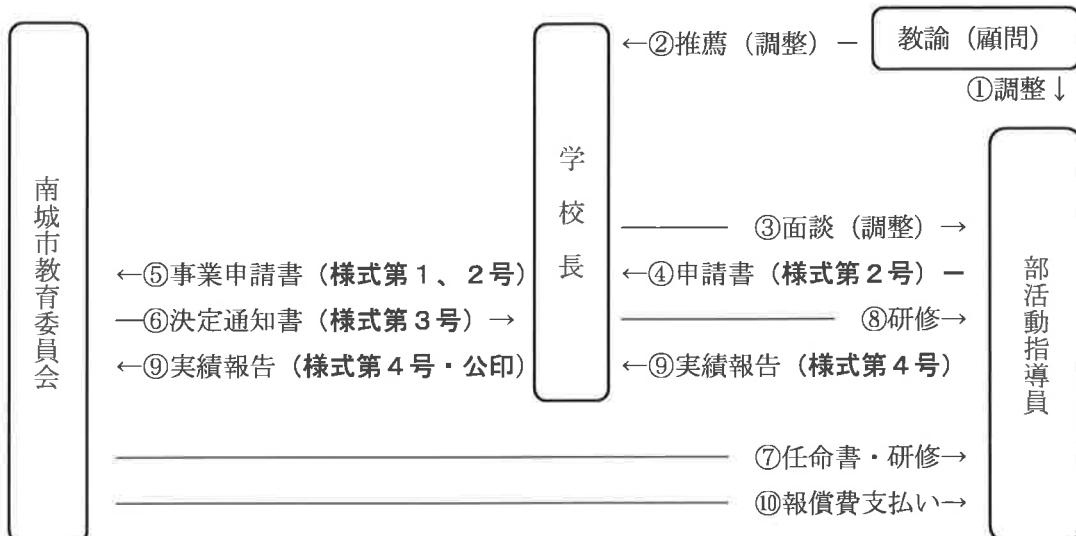
- ・前年度9月に実施した配置希望調査に基づいて予算を確保しております。
(玉城中3名、知念中7名、久高中1名、佐敷中3名、大里中3名)
- ・委員会への申請書を受けて任命書を作成します。
- ・今年度の任期は5月1日～3月31日までとなります。
- ・部活動指導員による引率や休日の単独での指導は、任命書が届いた後に開始ください。

◇本件担当
南城市教育委員会 教育指導課
指導主事 國仲 貴光（くになか たかみつ）
TEL 098-917-5364 FAX 0908-917-5436
Email kaneaki00629@city.nanjo.okinawa.jp

別紙1

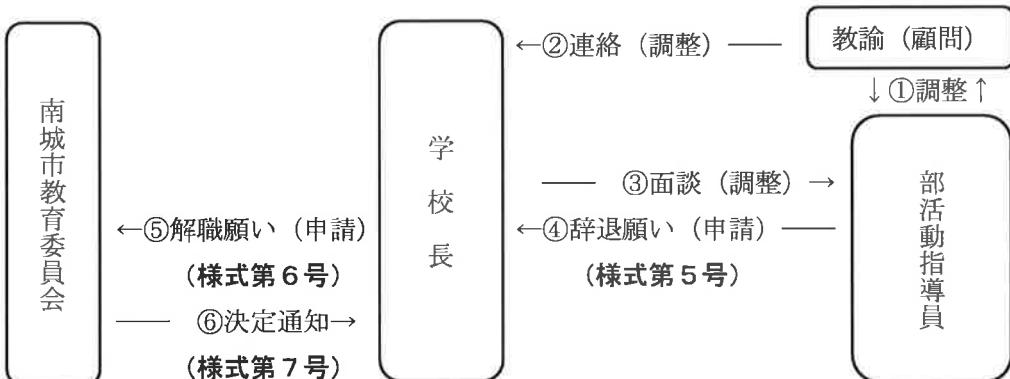
南城市教育委員会部活動指導員の任用の流れ

1、任命等について（様式第1号～4号）



※実績報告（様式第4号）は翌月の5日までに学校長へ報告する。月44時間以内とする。

2、解職等について（様式第5～7号）



南城市教育委員会訓令第8号

南城市立中学校における部活動指導員配置要綱

令和元年7月29日

南城市教育委員会

教育長 上原 廣子

(設置)

第1条 南城市内中学校に部活動の適正化及び教職員の負担軽減を図るため部活動指導員（以下「指導員」という。）を配置し、部活動の充実、活性化を図る。

(任命)

第2条 指導員は、次の各号の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 学校教育に理解があり、生徒に適切な指導ができる者
- (2) 教育現場にふさわしい人格と意識をもっている者
- (3) 競技等における専門的指導ができる者

2 校長は、指導員を配置したいときは、南城市部活動指導員配置事業申請書（様式第1号）及び南城市部活動指導員申請書（様式第2号）により、教育委員会に提出しなければならない。

3 教育長は、提出された書類を審査し、任命の可否を速やかに決定し、南城市部活動指導員任命決定通知書（様式第3号）により校長に通知しなければならない。

(任命期間)

第3条 指導員の任期は、任命開始から年度末の3月31日までとする。ただし、再任することを妨げない。

2 前項ただし書の場合においても、年度毎に、前条の手続を行わなければならない。

(指導時間等)

第4条 指導員の指導時間は、月44時間以内とし、次の各号に掲げる時間を目安として、指導を行うものとする。

- (1) 平日の指導は、週4日以内とし、1日2時間以内とする。
- (2) 休日の指導は、週1日以内とし、1日3時間以内とする。

2 練習試合や大会等の引率の場合で、前項各号の指導時間を超過する場合であっても月44時間を超えて指導することはできない。

(職務)

第5条 指導員は、学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行うことができる。

- (1) 実技指導
- (2) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率及び監督

- (3) 部活動の管理運営（会計管理等を含む。）
- (4) 保護者等への連絡
- (5) 生徒指導に係る対応
- (6) 事故が発生した場合の現場対応
- (7) 用具・施設の点検及び管理
- (8) その他校長が部活動の指導に必要と認める業務

（実績報告）

第6条 指導員は、月単位で、南城市部活動指導員指導実績報告書（様式第4号）（以下「報告書」という。）を作成し、指導を行った月の翌月5日までに、校長に報告しなければならない。

2 校長は、報告書の内容を確認し、指導を行った月の翌月10日までに、教育長に報告しなければならない。

（謝金）

第7条 教育長は、前条の報告書の内容を確認し、指導員に対し予算の範囲内で速やかに、謝金を支給するものとする。

2 謝金の額は、1時間につき900円とする。

（派遣に関する旅費等）

第8条 指導員が、南城市スポーツ・文化活動の県内外等派遣に関する補助金交付要綱（平成18年南城市教育委員会告示第6号）の適用を受ける大会へ参加する場合は、同要綱に基づき補助金を支給する。

（研修等）

第9条 校長は、指導員を決定したときは、事前にその者に研修を行わなければならぬ。

2 校長は、指導員に次に掲げる事項について、毎年研修を受けさせなければならない。

- (1) 部活動指導員制度の概要に関すること。
- (2) 部活動の教育的意義と位置づけに関すること。
- (3) 服務に関する事。
- (4) 生徒指導に関する事。
- (5) 安全・障害予防に関する事。
- (6) 学校及び各部活動の目標や方針に関する事。
- (7) その他校長が必要と認めること。

3 指導員は、部活動を担当する教職員と情報交換を行わなければならない。

（保険）

第10条 校長は、指導員の活動中の障害・賠償事故等に対応するために、ボランティ

イア保険に加入させなければならない。

- 2 ボランティア保険の加入手続については、教育委員会が行う。
- 3 教育長は、第2条第2項の規定により指導員を決定したときは、速やかに保険の手続を行わなければならない。

(服務)

第11条 指導員は、職務を遂行するにあたり、当該学校長の職務上の命令に従わなければならぬ。

- 2 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 3 学校長は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育長に報告しなければならない。
 - (1) 勤務成績が良好でない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、また、これに耐えられない場合
 - (3) その職に適格性を欠く場合
 - (4) 学校長が特に必要と認める場合

(解職等)

第12条 学校長は、指導員が自己の都合又は前条の規定に該当したときは、以下の書類を教育長へ提出しなければならない。

- (1) 南城市部活動指導員辞退願い（申請）（様式第5号）
- (2) 南城市部活動指導員解職願い（申請）（様式第6号）
- 2 教育長は、提出された書類を審査し、解職等の可否を速やかに決定し、南城市部活動指導員解職決定通知書（様式第7号）により学校長に通知しなければならない。

(補則)

第13条

この訓令に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年7月29日から施行し、令和元年7月1日から適用する。